

問題社員への対応と法的留意点

企業には様々な社員がおり、中には周囲と度々トラブルを起こす、指示命令に従わない、遅刻や無断欠勤が目立つ等、いわゆる問題社員も存在します。こうした社員を放置すると他の社員のモチベーションや作業効率の低下に繋がる危険性がありますが、対応を誤ると労働紛争にも発展しかねません。

本講座では様々なタイプの問題社員への対応方法について、法的留意点や判例を中心に解説を行います。

開催日時等

| | | |
|-----|--|--|
| 日 時 | 2022年12月13日（火）15時00分～17時00分 | |
| 場 所 | 千葉県経営者会館 2階207研修室（千葉市中央区千葉港4-3） ※受講生用駐車場はございませんのでご注意ください | |
| 内 容 | <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 能力不足社員への対応 2. 勤務態度不良・協調性欠如社員への対応 3. メンタルヘルス不調に起因する問題行為への対応 4. 私生活上の問題行為への対応 5. ハラスメント行為等、トラブルメーカーへの対応 |  |
| 講 師 | <p>【講師】</p> <p>弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士 荒川 俊也 氏</p> | |
| 対象者 | 管理職、人事労務担当者 | |
| 参加費 | 会員 無料 | 非会員 3,300円（消費税込み） |

- ホームページ<http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。
 本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛F a xをお願いします。
 締切は12月6日（火）です。

- お問合せ先 (一社)千葉県経営者協会事務局 小川 TEL : 043-246-1158
 Eメール : ogaway@chibakeikyo.jp

FAX:043-246-0729

一般社団法人千葉県経営者協会 行

| | | | |
|--------|----------------|-----|--|
| 開催行事名 | 問題社員への対応と法的留意点 | | |
| 会社・団体名 | | TEL | |
| 参加者名① | | 役職① | |
| 参加者名② | | 役職② | |
| E-Mail | | | |
| 住 所 | | | |